

国立大学法人大分大学における教育マネジメント機構の設置に伴う関係規程の整備に関する規程

令和3年2月22日制定  
令和3年規程第4号

(国立大学法人大分大学教員組織規程の一部改正)

第1条 国立大学法人大分大学教員組織規程(平成28年規程第61号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

(1) 第2条第15号を第14号とし、第11号及び第12号を削り、第6号から第10号を1号ずつ繰り下げ、第13号及び第14号を1号ずつ繰り上げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 教育マネジメント部門

(2) 別表中「福祉健康科学研究科」の項の次に次のように加える。

教育マネジメント部門
------------

教育マネジメント機構長
-------------

(3) 別表中「高等教育開発部門」の項及び「アドミッション部門」の項を削る。

(大分大学学内共同教育研究施設等管理委員会規程の一部改正)

第2条 大分大学学内共同教育研究施設等管理委員会規程(平成16年規程第73号)第2条第2号の規定中「アドミッションセンター長及びIRセンター長を除く。」を「IRセンター長を除く。」とする。

(国立大学法人大分大学部局を定める規程の一部改正)

第3条 国立大学法人大分大学部局を定める規程(平成16年規程第14号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

(1) 第2条第2項第1号の規定中「各学部、各大学院研究科、学術情報拠点、各学内共同教育研究施設、保健管理センター、IRセンター、事務局」を「各学部、各大学院研究科、教育マネジメント機構、学術情報拠点、各学内共同教育研究施設、保健管理センター、IRセンター、事務局」とする。

(2) 第2条第2項第2号の規定中「各学部、各大学院研究科、学術情報拠点、各学内共同教育研究施設、保健管理センター、IRセンター、医学部附属病院、教育学部各附属学校、事務局」を「各学部、各大学院研究科、教育マネジメント機構、学術情報拠点、各学内共同教育研究施設、保健管理センター、IRセンター、医学部附属病院、教育学部各附属学校、事務局」とする。

(3) 第2条第3項第1号の規定中「各学部、福祉健康科学研究科、学術情報拠点、各学内共同教育研究施設、保健管理センター、IRセンター、事務局」を「各学部、福祉健康科学研究科、教育マネジメント機構、学術情報拠点、各学内共同教育研究施設、保健管理センター、IRセンター、事務局」とする。

(4) 第2条第3項第2号の規定中「各学部、福祉健康科学研究科、学術情報拠点、各学内共同教育研究施設、保健管理センター、IRセンター、教育学部各附属学校、医学部附属病院、事務局」を「各学部、福祉健康科学研究科、教育マネジメント機構、学術情報拠点、各学内共同教育研究施設、保健管理センター、IRセンター、教育学部各附属学校、医学部附属病院、事務局」とする。

(5) 第2条第3項第3号の規定中「各学部、各附属学校、学術情報拠点、事務局」を「各学部、各附属学校、教育マネジメント機構、学術情報拠点、事務局」とする。

(国立大学法人大分大学公印規程の一部改正)

第4条 国立大学法人大分大学公印規程(平成16年規程第9号)別表について、次の各号に掲げるとおり改正する。

(1) 部局等印の部中「大分大学大学院福祉健康科学研究科の印」の項の次に次のように加える。

大分大学教育マネジメント機構の印	28	教育支援課長	部局長	
------------------	----	--------	-----	--

(2) 部局等印の部中「大分大学高等教育開発センターの印」の項及び「大分大学アドミッションセンターの印」の項を削る。

(3) 職印の部中「大分大学大学院福祉健康科学研究科長の印」の項の次に次のように加える。

大分大学教育マネジメント機構長の印	30	教育支援課長	部局長	
大分大学教育マネジメント機構教学マネジメント室長の印	23	教育支援課長	部局長	
大分大学教育マネジメント機構アドミッションセンター長の印	23	入試課長	部局長	
大分大学教育マネジメント機構基盤教育センター長の印	23	教育支援課長	部局長	
大分大学教育マネジメント機構学生支援センター長の印	23	学生・留学生支援課長	部局長	

(4) 部局等印の部中「国立大学法人大分大学福祉健康科学部門長の印」の項の次に次のように加える。

国立大学法人大分大学教育マネジメント部門長の印	30	教育支援課長	部局長	
-------------------------	----	--------	-----	--

(5) 職印の部中「大分大学高等教育開発センター長の印」の項、「大分大学アドミッションセンター長の印」の項、「国立大学法人大分大学高等教育開発部門長の印」の項及び「国立大学法人大分大学アドミッション部門長の印」の項を削る。

(大分大学教授会及び研究科委員会に関する規程の一部改正)

第5条 大分大学教授会及び研究科委員会に関する規程（平成27年規程第1号）第2条第2項の規定中「学術情報拠点及び学内共同教育研究施設」を「教育マネジメント機構，学術情報拠点及び学内共同教育研究施設」とする。

(国立大学法人大分大学内部規則等の制定改廃等に関する規程の一部改正)

第6条 国立大学法人大分大学内部規則等の制定改廃等に関する規程（平成20年規程第84号）について、次の各号に掲げるとおり改正する。

(1) 第9条第2号の規定中「教授会，研究科委員会，学術情報拠点運営会議」を「教授会，研究科委員会，教育マネジメント機構運営会議，学術情報拠点運営会議，学内共同教育研究施設等管理委員会」とする。

(2) 第10条第2項の規定中「教授会，研究科委員会，学術情報拠点運営会議，学内共同教育研究施設等管理委員会」を「教授会，研究科委員会，教育マネジメント機構運営会議，学術情報拠点運営会議，学内共同教育研究施設等管理委員会」とする。

(国立大学法人大分大学教員選考規程の一部改正)

第7条 国立大学法人大分大学教員選考規程（平成16年規程第48号）第4条第12号を第11号とし，第8号及び第9号を削り，第3号から第7号を1号ずつ繰り下げ，第10号及び第11号を1号ずつ繰り上げ，第2号の次に次の1号を加える。

(3) 教育マネジメント機構運営会議

(国立大学法人大分大学人事会議規程の一部改正)

第8条 国立大学法人大分大学人事会議規程（平成28年規程第63号）について，次の各号に掲げるとおり改正する。

(1) 別表中「福祉健康科学部門」の項の次に次のように加える。

教育マネジメント部門	教育マネジメント部門人事会議	教育マネジメント部門長	教育マネジメント機構運営会議の構成員	教育支援課
------------	----------------	-------------	--------------------	-------

(2) 別表中「高等教育開発部門」の項及び「アドミッション部門」の項を削る。

(国立大学法人大分大学学部等役職者選考規程の一部改正)

第9条 国立大学法人大分大学学部等役職者選考規程（平成16年規程第42号）第7条第1項の規定中「高等教育開発センター長及び減災・復興デザイン教育研究センター長」を「減災・復興デザイン教育研究センター長」とする。

(国立大学法人大分大学における教員の労働契約の期間に関する規程の一部改正)

第10条 国立大学法人大分大学における教員の労働契約の期間に関する規程（平成16年規程第45号）について、次の各号に掲げるとおり改正する。

(1) 別表の第1項中「医学部門」の項の次に次のように加える。

教育マネジメント部門	教育マネジメント機構		教授 准教授 講師	5年以内	可	新たに労働契約を締結した日から10年を超えない範囲内。
------------	------------	--	-----------------	------	---	-----------------------------

(2) 別表の第1項中「高等教育開発部門」の項及び「アドミッション部門」の項を削る。

(3) 別表の第3項中「高等教育開発部門」及び「高等教育開発センター」を削る。

(国立大学法人大分大学職員労働安全衛生管理規程の一部改正)

第11条 国立大学法人大分大学職員労働安全衛生管理規程（平成16年規程第27号）について、次の各号に掲げるとおり改正する。

(1) 別表第2の第1号中「福祉健康科学研究科」の項の次に次のように加える。

教育マネジメント機構	機構長	学生支援部長
------------	-----	--------

(2) 別表第2の第2号中「福祉健康科学部」の項の次に次のように加える。

教育マネジメント機構	教育支援課長	教育支援課長	教育支援課副課長	教育支援課副課長	
------------	--------	--------	----------	----------	--

(国立大学法人大分大学社会連携推進委員会規程の一部改正)

第12条 国立大学法人大分大学社会連携推進委員会規程（令和2年規程第50号）第3条第1項第7号の規定中「高等教育開発センターの教員 1人」を「教育マネジメント機構基盤教育センターの教員 1人」とする。

(国立大学法人大分大学客員研究員規程の一部改正)

第13条 国立大学法人大分大学客員研究員規程（平成18年規程第1号）第4条第2項の規定中「教授会、研究科委員会、学術情報拠点運営会議又は学内共同教育研究施設等管理委員会」を「教授会、研究科委員会、教育マネジメント機構運営会議、学術情報拠点運営会議又は学内共同教育研究施設等管理委員会」とする。

(国立大学法人大分大学研究員取扱規程の一部改正)

第14条 国立大学法人大分大学研究員取扱規程（平成16年規程第108号）第4条の規定中「学部、研究科、学術情報拠点又は学内共同教育研究施設等の教授会、研究科委員会、学術情報拠点運営会議又は学内共同教育研究施設等管理委員会」を「学部、研究科、教育マネジメント機構、学術情報拠点又は学内共同教育研究施設等の教授会、研究科委員会、教育マネジメント機構運営会議、学術情報拠点運営会議又は学内共同教育研究施設等管理委員会」とする。

(大分大学共同研究講座及び共同研究部門規程の一部改正)

第15条 大分大学共同研究講座及び共同研究部門規程(平成24年規程第59号)第5条第1項の規定中「学部にあつては教授会,大学院にあつては研究科委員会,学術情報拠点にあつては学術情報拠点運営会議,学内共同教育研究施設にあつては学内共同教育研究施設等管理委員会」を「学部にあつては教授会,大学院にあつては研究科委員会,教育マネジメント機構にあつては教育マネジメント機構運営会議,学術情報拠点にあつては学術情報拠点運営会議,学内共同教育研究施設にあつては学内共同教育研究施設等管理委員会」とする。

(大分大学寄附講座及び寄附研究部門規程の一部改正)

第16条 大分大学寄附講座及び寄附研究部門規程(平成17年規程第124号)第5条第1項の規定中「学部にあつては教授会,大学院にあつては研究科委員会,学術情報拠点にあつては学術情報拠点運営会議,学内共同教育研究施設にあつては学内共同教育研究施設等管理委員会」を「学部にあつては教授会,大学院にあつては研究科委員会,教育マネジメント機構にあつては教育マネジメント機構運営会議,学術情報拠点にあつては学術情報拠点運営会議,学内共同教育研究施設にあつては学内共同教育研究施設等管理委員会」とする。

(国立大学法人大分大学外国人客員研究員規程の一部改正)

第17条 国立大学法人大分大学外国人客員研究員規程(平成16年規程第90号)第4条第2項の規定中「教授会,研究科委員会,学術情報拠点運営会議又は学内共同教育研究施設等管理委員会」を「教授会,研究科委員会,教育マネジメント機構運営会議,学術情報拠点運営会議又は学内共同教育研究施設等管理委員会」とする。

(国立大学法人大分大学遺伝子組換え実験安全管理規程の一部改正)

第18条 国立大学法人大分大学遺伝子組換え実験安全管理規程(平成16年規程第110号)第2条第1号の規定中「学術情報拠点及び事務局」を「教育マネジメント機構,学術情報拠点及び事務局」とする。

(国立大学法人大分大学予算管理規程の一部改正)

第19条 国立大学法人大分大学予算管理規程(平成16年規程第53号)について,次の各号に掲げるとおり改正する。

(1) 別表第2中「福祉健康科学研究科」の項の次に次のように加える。

教育マネジメント機構	機構長	
------------	-----	--

(2) 別表第2中「高等教育開発センター」の項及び「アドミッションセンター」の項を削る。

(3) 別表第3中「福祉健康科学研究科」の項の次に次のように加える。

教育マネジメント機構	機構長	学生支援部教育支援課長	予算管理責任者に配分された予算の範囲内で行う予算執行に関する決裁事務の権限。
------------	-----	-------------	--

(4) 別表第3中「高等教育開発センター」の項及び「アドミッションセンター」の項を削る。

(国立大学法人大分大学予算委員会規程の一部改正)

第20条 国立大学法人大分大学予算委員会規程(平成17年規程第84号)第4条第1項第13号を第14号とし,第4号から第12号を1号ずつ繰り下げ,第3号の次に次の1号を加える。

(4) 教育マネジメント機構長

(国立大学法人大分大学における省エネルギーに関する規程の一部改正)

第21条 国立大学法人大分大学における省エネルギーに関する規程(平成22年規程第7号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

(1) 別表第1中「福祉健康科学研究科」の項の次に次のように加える。

教育マネジメント機構	且野原キャンパスのエネルギー管理責任者から学長が任命した者	機構長	教育支援課長	各エネルギー管理責任者が任命した者
------------	-------------------------------	-----	--------	-------------------

(2) 別表第1中「高等教育開発センター」の項及び「アドミッションセンター」の項を削る。

(3) 別図中

「

各学部	福祉健康科学研究科	学術情報拠点	各学内共同教育研究施設	事務局
-----	-----------	--------	-------------	-----

」を

「

各学部	福祉健康科学研究科	教育マネジメント機構	学術情報拠点	各学内共同教育研究施設	事務局
-----	-----------	------------	--------	-------------	-----

」

とする。

(国立大学法人大分大学固定資産管理規程の一部改正)

第22条 国立大学法人大分大学固定資産管理規程(平成19年規程第19号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

(1) 別表第2中「福祉健康科学研究科」の項の次に次のように加える。

教育マネジメント機構	教育マネジメント機構長	学生支援部長
------------	-------------	--------

(2) 別表第2中「高等教育開発センター」の項及び「アドミッションセンター」の項を削る。

(大分大学大学院委員会規程の一部改正)

第23条 大分大学大学院委員会規程(令和2年規程第53号)第3条第1項第4号中「高等教育開発センターの教員1人」を「教育マネジメント機構教学マネジメント室の教員1人」とする。

(大分大学入試委員会規程の一部改正)

第24条 大分大学入試委員会規程(令和2年規程第56号)第3条第1項第4号中「アドミッションセンターの教員1人」を「教育マネジメント機構アドミッションセンターの教員1人」とする。

(大分大学公開講座講習料規程の一部改正)

第25条 大分大学公開講座講習料規程(平成16年規程第65号)第2条第2項中「高等教育開発センター長」を「教育マネジメント機構基盤育センター長」とする。

附 則

この規程は、令和3年3月1日から施行する。